

令和5年度

尾道市まちなかにぎわい

創出支援事業補助金

申請の手引き

この手引きは、補助金申請の手引きと、申請書等の作成について説明するものです。

申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

1.0版

令和6年3月

尾道市

1 目的

物価高騰の影響により厳しい経営環境の中で、持続可能なまちづくりの実現に向け地域経済の活性化を図るため、商工団体や市内商店街が集客向上・賑わい創出及び消費喚起・販売促進のために取り組む事業の経費の一部を補助します。

2 補助対象者

尾道市内に所在する次のいずれかに該当する商業団体で、かつ団体構成員が暴力団員（尾道市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等）に該当しない団体です。

- ①商工会議所法及び商工会法に規定する商工会議所又は商工会
 - ②尾道本通り商店街連合会、土生町商店街連合会に属する商店街団体
 - ③商店街を形成する任意の商店街組織で、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理、運用等を適切に行うことができる団体
- ※複数の団体の連名による申請も可能です。

3 補助対象事業

補助対象者が主催する、集客向上・賑わい創出及び消費喚起・販売促進等を目的として行う事業です。

- ・消費喚起や販売促進に資する新たなキャンペーン・イベント事業
- ・商店街の魅力向上、集客・誘客又は回遊性向上に繋がる事業
- ・その他本事業の目的に合致すると認められる事業

※例年実施している事業と内容が全く変わりのないものは対象外です。

※他の補助金から、補助対象事業に係る経費に充てることはできません。

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次の条件をすべて満たすものとなります。

- ・補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・交付決定日～事業完了日の期間中に発生し、支払いが完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

●補助対象経費

経費区分	内 容	備 考
報償費	講師謝礼金、出演料等	
旅費	講師・出演者の旅費	
広告宣伝費	チラシ・ポスター・パンフレットなど印刷物の制作費、印刷費、新聞折込み経費、メディア広告費等	安売り等のチラシは対象外とする。
会議室借用費	事前打合せ等に係る会議室借上費用	
会場借用費	会場の借上費	
会場設営費	会場の設営費	
通信運搬費	郵便、運搬に要する経費	
イベント費	景品購入費、アルバイトの給与等	景品に関しては景品表示法に基づく。
賃借料	機材等のレンタルに要する経費	
備品費	集客や回遊性向上に繋がる仕組み作りに伴う備品購入費用	汎用性の高いものは不可。(PC、タブレット等)
光熱水費	水道、電気、ガス、燃料等の経費	他の目的に係る使用と区別できるものに限る。
消耗品費	事務用品等消耗品購入費	
保険料	イベント時の賠償責任保険料、損害保険料等	
委託料	イベントの運営、警備等に要する経費	対象事業費の50%以下とする。
プレミアム付商品券の販売	プレミアム付商品券を販売する額に上乗せして使用できる額	販売する額に5分の2を乗じて得た額を限度とする。
割引クーポン券の発行	商品等を購入する際に割引できる額	購入する額に3分の1を乗じて得た額を限度とする。
ポイントの発行	通常発行するポイント数に上乗せして発行するポイント数を円に換算した場合における円の額	通常発行するポイントの10倍までとする。
その他	市長が特に必要と認める経費	

次に掲げるものに該当する場合は、対象経費から除きます。

- ・消費税、地方消費税、印紙税などの税金
- ・販売を目的とした商品の仕入れに係る経費
- ・団体会員への人件費
- ・食糧費及び交際費に係る経費
- ・金券等の購入費
- ・汎用性のある備品購入に係る経費
- ・金融機関への振込手数料
- ・領収書が無い等使途不明な経費
- ・各団体の運営管理に関するもの
- ・その他社会通念上、適切でないと認められる経費

5 補助率及び補助限度額

補助率：補助対象経費の4分の3（千円未満切捨て）

1団体の限度額：40万円～600万円

※商工団体を除く商店街組織及びその他の団体は、補助金交付申請日時点の会員数により限度額が決定します。

※各団体の会員数には下限がありますので、ご注意ください。

※1団体につき、補助は1回限りです。

各団体の補助金限度額算定基準は次のとおりです。

なお、複数の団体が連携して事業を行う場合の補助限度額は、各団体の会員数に応じた限度額の合計額となります。

【商工団体】

商工団体	尾道商工会議所	因島商工会議所	尾道しまなみ商工会
限度額	600万円	400万円	400万円

※尾道しまなみ商工会に限り、各支所ごとに申請することができます。

【商店街】

尾道本通り商店街連合会・土生町商店街連合会に属する商店街団体、又は任意の商店街組織で規約等により代表者の定めがあり財産の管理、運用等を適切に行うことができる団体

会員数	5～19	20～29	30～39	40～49	50～
限度額	40万円	60万円	80万円	100万円	120万円

※尾道本通り商店街連合会、土生町商店街連合会それぞれに属する全ての商店街組織が各連合会で共同参加する場合、連合会を代表団体として申請することができます。この場合の補助限度額は、連合会への加盟会員数を算定基礎とします。

6 対象事業期間

令和6年3月21日（木）～令和7年2月28日（金）

※対象事業期間内に支払いが全て完了する必要があります。

7 申請受付期間

令和6年3月21日（木）～ 令和6年12月27日（金）※消印有効

8 交付申請に必要な書類

- ① まちなかにぎわい創出支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業計画書（様式第2号）
 - ③ 事業収支予算書（様式第3号）
 - ④ 団体の役員名簿
 - ⑤ 団体の会員名簿（商工会議所、商工会は省略可）
※事業所名、代表者名、住所、電話番号等が記載された名簿
 - ⑥ 定款、会則、規則その他に類するもの
 - ⑦ 団体の直近の事業決算書
- ※共同事業により連名申請する場合、団体名簿（様式第4号）を提出してください。また、上記の④、⑤、⑥、⑦の書類について、各連名団体分もそれぞれご用意いただき、提出してください。

9 申請方法について

郵送または商工課へ提出してください。

【送付先】

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

尾道市役所商工課（まちなかにぎわい創出補助金）担当者宛て

※御調支所まちおこし課、向島支所しまおこし課、因島総合支所しまおこし課、瀬戸田支所しまおこし課への提出も可能です。

10 審査及び交付決定について

申請内容に基づき、審査を行います。審査の結果、補助対象となることを決定した場合、補助金交付決定通知書を郵送します。補助対象にならない場合は、補助金不交付決定通知書を郵送します。

※補助金交付決定後に事業を実施してください。

◎自己資金不足等により事業運営に支障をきたすため概算払を受けたい場合、交付決定後に概算払交付請求書（様式第7号）を提出してください。

11 実績報告書の提出について

事業完了後、14日以内に次の必要提出書類を提出してください。

【必要書類】

- ① まちなかにぎわい創出支援事業実績報告書（様式第12号）
- ② 事業実績書（様式第13号）
- ③ 事業収支決算書（様式第14号）
- ④ 事業費支払明細表（様式は任意）
- ⑤ 支出が確認できる書類の写し（領収書等）
- ⑥ 補助対象事業の実施状況を確認することができる写真、チラシその他これらに準じた資料
- ⑦ 概算払精算書（様式第15号）※概算払を受けた場合のみ

12 確定通知について

実績報告書及び必要提出書類の審査を行い、適正と認められるときは、補助金確定通知書と交付請求書を郵送します。

13 補助金の請求について

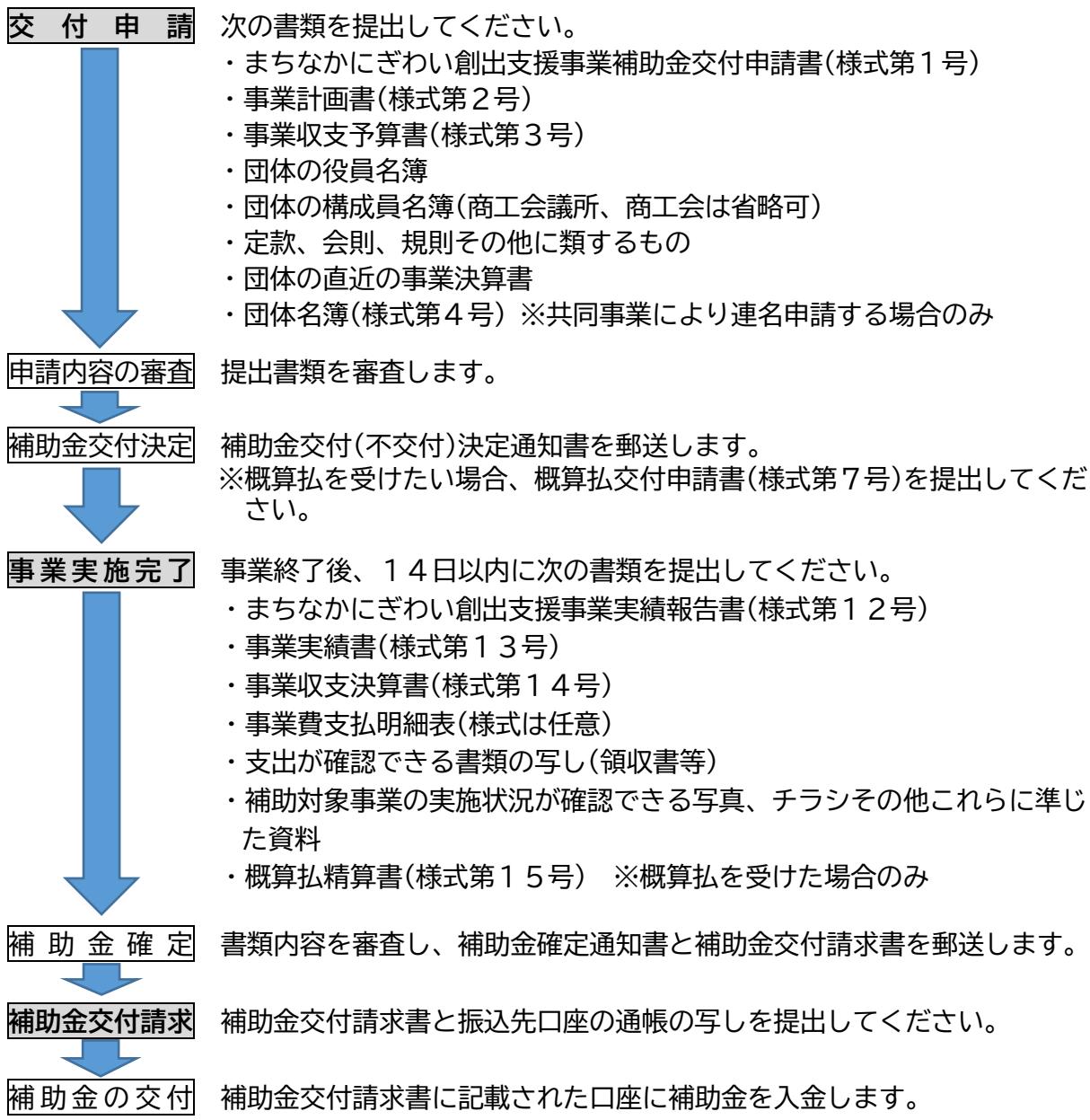
補助金確定通知書が届きましたら、速やかに同封の補助金交付請求書と振込先口座の通帳の写しを添付して提出してください。指定された口座に補助金を入金します。

14 注意事項

- ・補助金交付決定後、事業内容を変更する場合は変更承認申請書（様式第8号）を、事業を取りやめる場合は中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を提出してください。書類内容の確認後、承認通知書を郵送します。
- ・補助対象経費の金額が変更となるときは、変更後の補助金の交付決定金額は変更前の交付決定金額を上限とし、変更に応じた減額のみを行い、増額はしません。
- ・変更内容が事業実施期間の短縮、又は補助対象経費の増減が20%以下の場合は軽微な変更とするため、変更申請書の提出は必要ありません。
- ・虚偽の申請、報告その他補助金の交付等に関連して不正の行為等があつたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ・この補助金で取得した財産のうち、財産の所得価格が50万円以上で5年以内（令和12年3月末まで）に処分する場合、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第18号）を提出してください。
- ・申請書類や領収書等の関係書類は、5年間保存しなければなりません。

《 補助金申請の流れ 》



【問い合わせ先】

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号（本庁舎1階）

尾道市役所 商工課商政係

TEL：0848-38-9183 FAX：0848-38-9293